

監査基準報告書700実務指針第1号「監査報告書の文例」の改正について

2024年2月8日
日本公認会計士協会

新	旧
<p>監査基準報告書700実務指針第1号</p> <p style="text-align: center;">監査報告書の文例</p> <p style="text-align: right;">2011年7月8日 改正 2012年4月10日 改正 2012年7月4日 改正 2014年8月20日 改正 2016年2月26日 改正 2019年6月27日 改正 2020年3月17日 改正 2021年4月7日 改正 2021年8月19日 改正 2022年10月13日 改正 2023年1月12日 改正 2023年7月28日 <u>最終改正 2024年2月8日</u></p> <p style="text-align: center;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (実務指針：第10号)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《Ⅱ 無限定適正意見を表明する場合の監査報告書の文例》 《1. 監査報告書の様式及び記載内容等》 《(10) 財務諸表監査における監査人の責任》</p> <p>19. 監査報告書には、「財務諸表監査における監査人の責任」という見出しを付した区分を設けなければならない(監基報700第34項参照)。</p> <p>20. 監査基準報告書600「<u>グループ監査</u>における特別な考慮事項」が適用となる場合、「財務諸表監査における監査人の責任」には、以下を記載しなければならない(監基報700第36項(3)参照)。</p>	<p>監査基準報告書700実務指針第1号</p> <p style="text-align: center;">監査報告書の文例</p> <p style="text-align: right;">2011年7月8日 改正 2012年4月10日 改正 2012年7月4日 改正 2014年8月20日 改正 2016年2月26日 改正 2019年6月27日 改正 2020年3月17日 改正 2021年4月7日 改正 2021年8月19日 改正 2022年10月13日 改正 2023年1月12日 <u>最終改正 2023年7月28日</u></p> <p style="text-align: center;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (実務指針：第10号)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《Ⅱ 無限定適正意見を表明する場合の監査報告書の文例》 《1. 監査報告書の様式及び記載内容等》 《(10) 財務諸表監査における監査人の責任》</p> <p>19. 監査報告書には、「財務諸表監査における監査人の責任」という見出しを付した区分を設けなければならない(監基報700第34項参照)。</p> <p>20. 監査基準報告書600「<u>グループ監査</u>」が適用となる場合、「財務諸表監査における監査人の責任」には、以下を記載しなければならない(監基報700第36項(3)参照)。</p>

新	旧
<p>(1) グループ財務諸表に対する意見を形成するための基礎として、グループ内の<u>企業又は事業単位</u>の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するためにグループ監査を計画し実施すること。</p> <p>(2) <u>グループ監査のために実施される監査の作業の指揮、監督及び査閲</u>をすること。</p> <p>(3) グループ監査責任者として単独で意見表明を行うこと <u>(監基報600第53項参照)</u>。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《2. 比較情報》</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>(1) グループ財務諸表に対する意見を表明するための、グループ内の<u>構成単位</u>の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手すること。</p> <p>(2) <u>グループ財務諸表の監査の指示、監督及び実施</u>をすること。</p> <p>(3) グループ監査責任者として単独で意見表明を行うこと。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《2. 比較情報》</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>
<p>《文 例》</p> <p>ここに掲げる監査報告書の文例は、いずれも、会社が監査役会設置会社の場合の記載であり、また、監査人が無限責任監査法人の場合で、かつ、指定証明であるときのものである。</p> <p>《I 金融商品取引法監査（年度監査）》</p> <p>以下の文例では、有価証券報告書に含まれる連結財務諸表又は財務諸表に対する監査報告書を前提としている。</p> <p>文例1 連結財務諸表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p style="text-align: right;"><u>独立監査人の監査報告書</u></p> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇株式会社 取締役会 御中</p> <p style="margin-left: 100px;">〇〇監査法人 〇〇事務所 (注1)</p> <p>指 定 社 員 業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇</p> <p>指 定 社 員 業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇</p> <p style="text-align: right;">(注2) (注3)</p> </div>	<p>《文 例》</p> <p>ここに掲げる監査報告書の文例は、いずれも、会社が監査役会設置会社の場合の記載であり、また、監査人が無限責任監査法人の場合で、かつ、指定証明であるときのものである。</p> <p>《I 金融商品取引法監査（年度監査）》</p> <p>以下の文例では、有価証券報告書に含まれる連結財務諸表又は財務諸表に対する監査報告書を前提としている。</p> <p>文例1 連結財務諸表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p style="text-align: right;"><u>独立監査人の監査報告書</u></p> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇株式会社 取締役会 御中</p> <p style="margin-left: 100px;">〇〇監査法人 〇〇事務所 (注1)</p> <p>指 定 社 員 業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇</p> <p>指 定 社 員 業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇</p> <p style="text-align: right;">(注2) (注3)</p> </div>

新	旧
<p data-bbox="261 304 632 336"><連結財務諸表監査> (注4)</p> <p data-bbox="813 346 923 378">(省 略)</p> <p data-bbox="261 436 759 468">連結財務諸表監査における監査人の責任</p> <p data-bbox="261 478 1445 693">監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。</p> <p data-bbox="261 703 1445 783">監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。</p> <ul data-bbox="270 793 1445 1856" style="list-style-type: none"> 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。 	<p data-bbox="1540 304 1911 336"><連結財務諸表監査> (注4)</p> <p data-bbox="2077 346 2187 378">(省 略)</p> <p data-bbox="1540 436 2039 468">連結財務諸表監査における監査人の責任</p> <p data-bbox="1540 478 2724 693">監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。</p> <p data-bbox="1540 703 2724 783">監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。</p> <ul data-bbox="1549 793 2724 1856" style="list-style-type: none"> 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。 監査人は、監査役及び監査役会（注7）に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査

新	旧
<p>監査人は、監査役及び監査役会（注7）に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。</p> <p>監査人は、監査役及び監査役会（注7）に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。（注11）</p> <p>監査人は、監査役及び監査役会（注7）と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。（注12）</p> <p><報酬関連情報>（注4）（注13）（注14）（注15）</p> <p>当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者（注5）に対する、当連結会計年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、それぞれXX百万円及びXX百万円である。</p> <p>利害関係</p> <p>会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員（注5）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。</p> <p>監査人は、監査役及び監査役会（注7）に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。（注11）</p> <p>監査人は、監査役及び監査役会（注7）と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。（注12）</p> <p><報酬関連情報>（注4）（注13）（注14）（注15）</p> <p>当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者（注5）に対する、当連結会計年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、それぞれXX百万円及びXX百万円である。</p> <p>利害関係</p> <p>会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員（注5）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(注4) その他の報告責任に関する別の区分を設けない場合は、見出しは削除する（第9-2項参照）。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(注4) その他の報告責任に関する別の区分を設けない場合は、「<連結財務諸表監査>」の見出しは削除する（第9-2項参照）。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>

新	旧
<p>が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。 <p>監査人は、監査役及び監査役会（注8）に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。</p> <p>監査人は、監査役及び監査役会（注8）に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。（注13）</p> <p>監査人は、監査役及び監査役会（注8）と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。（注14）</p> <p><報酬関連情報>（注4）（注15）（注16）（注17）</p> <p>当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者（注5）に対する、当事業年度の会社及び子会社（注18）の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、それぞれXX百万円及びXX百万円である。</p> <p>利害関係</p> <p>会社と当監査法人又は業務執行社員（注5）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p><報酬関連情報>（注4）（注15）（注16）（注17）</p> <p>当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者（注5）に対する、当事業年度の会社及び子会社（注18）の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、それぞれ XX 百万円及び XX 百万円である。</p> <p>利害関係</p> <p>会社と当監査法人又は業務執行社員（注5）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<p>（注1）（注2）（注3）（注5）文例1に同じ （注4）その他の報告責任に関する別の区分を設けない場合は、見出しは削除する（第9-2項参照）。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>（注1）（注2）（注3）（注5）文例1に同じ （注4）その他の報告責任に関する別の区分を設けない場合は、「<財務諸表監査>」の見出しは削除する（第9-2項参照）。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>

新	旧																																										
<p>(注12) 個別財務諸表に対する監査で監査基準報告書600を適用する場合には、以下の文を<u>監査人の責任区分の実施項目</u>に追加する。</p> <p>「・ 財務諸表に対する意見表明の基礎となる、財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、構成単位の財務情報の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。」</p> <p>(省 略)</p>	<p>(注12) 個別財務諸表に対する監査で監査基準報告書600を適用する場合には、以下の文を実施項目に追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 財務諸表に対する意見を表明するために、財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。 <p>(省 略)</p>																																										
<p>文例3 連結財務諸表 (IFRS任意適用会社)</p>	<p>文例3 連結財務諸表 (IFRS任意適用会社)</p>																																										
<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><u>独立監査人の監査報告書</u></td> <td style="text-align: right;">×年×月×日</td> </tr> <tr> <td>〇〇株式会社 取締役会 御中</td> <td>〇〇監査法人 〇〇事務所 (注1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指 定 社 員 業務執行社員</td> <td>公認会計士</td> <td style="text-align: right;">〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>指 定 社 員 業務執行社員</td> <td>公認会計士</td> <td style="text-align: right;">〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">(注2) (注3)</td> </tr> <tr> <td colspan="3"><連結財務諸表監査> (注4)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(省 略)</td> </tr> </table>	<u>独立監査人の監査報告書</u>		×年×月×日	〇〇株式会社 取締役会 御中	〇〇監査法人 〇〇事務所 (注1)		指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	〇〇〇〇	指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	〇〇〇〇			(注2) (注3)	<連結財務諸表監査> (注4)			(省 略)			<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><u>独立監査人の監査報告書</u></td> <td style="text-align: right;">×年×月×日</td> </tr> <tr> <td>〇〇株式会社 取締役会 御中</td> <td>〇〇監査法人 〇〇事務所 (注1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指 定 社 員 業務執行社員</td> <td>公認会計士</td> <td style="text-align: right;">〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>指 定 社 員 業務執行社員</td> <td>公認会計士</td> <td style="text-align: right;">〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">(注2) (注3)</td> </tr> <tr> <td colspan="3"><連結財務諸表監査> (注4)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(省 略)</td> </tr> </table>	<u>独立監査人の監査報告書</u>		×年×月×日	〇〇株式会社 取締役会 御中	〇〇監査法人 〇〇事務所 (注1)		指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	〇〇〇〇	指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	〇〇〇〇			(注2) (注3)	<連結財務諸表監査> (注4)			(省 略)		
<u>独立監査人の監査報告書</u>		×年×月×日																																									
〇〇株式会社 取締役会 御中	〇〇監査法人 〇〇事務所 (注1)																																										
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	〇〇〇〇																																									
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	〇〇〇〇																																									
		(注2) (注3)																																									
<連結財務諸表監査> (注4)																																											
(省 略)																																											
<u>独立監査人の監査報告書</u>		×年×月×日																																									
〇〇株式会社 取締役会 御中	〇〇監査法人 〇〇事務所 (注1)																																										
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	〇〇〇〇																																									
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	〇〇〇〇																																									
		(注2) (注3)																																									
<連結財務諸表監査> (注4)																																											
(省 略)																																											
<p>連結財務諸表監査における監査人の責任</p> <p>監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。</p> <p>監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さら 	<p>連結財務諸表監査における監査人の責任</p> <p>監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。</p> <p>監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さら 																																										

新	旧
<p>に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。 連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準（注9）に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。 連結財務諸表に対する<u>意見表明の基礎となる</u>、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を<u>入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する</u>。監査人は、連結財務諸表の監査に関する<u>指揮</u>、<u>監督</u>及び<u>査閲</u>に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。 <p>監査人は、監査役及び監査役会（注10）に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。</p> <p>監査人は、監査役及び監査役会（注10）に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。（注15）</p> <p>監査人は、監査役及び監査役会（注10）と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。（注16）</p>	<p>に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。 連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準（注9）に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。 連結財務諸表に対する<u>意見を表明するために</u>、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を<u>入手する</u>。監査人は、連結財務諸表の監査に関する<u>指示</u>、<u>監督</u>及び<u>実施</u>に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。 <p>監査人は、監査役及び監査役会（注10）に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。</p> <p>監査人は、監査役及び監査役会（注10）に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。（注15）</p> <p>監査人は、監査役及び監査役会（注10）と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。（注16）</p>

新	旧
<p><報酬関連情報> <u>(注4)</u> (注17) (注18) (注19)</p> <p>当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者(注5)に対する、当連結会計年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、それぞれXX百万円及びXX百万円である。</p> <p>利害関係 会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員(注5)の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p><報酬関連情報> (注17) (注18) (注19)</p> <p>当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者(注5)に対する、当連結会計年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、それぞれXX百万円及びXX百万円である。</p> <p>利害関係 会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員(注5)の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
(省 略)	(省 略)
文例4 連結財務諸表(修正国際基準適用会社)	文例4 連結財務諸表(修正国際基準適用会社)
<p style="text-align: center;"><u>独立監査人の監査報告書</u></p> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇株式会社 取締役会 御中</p> <p style="margin-left: 150px;">〇〇監査法人 〇〇事務所 (注1)</p> <p>指 定 社 員 業務執行社員 指 定 社 員 業務執行社員</p> <p style="margin-left: 150px;">公認会計士 〇〇〇〇</p> <p style="margin-left: 150px;">公認会計士 〇〇〇〇</p> <p style="text-align: right;">(注2) (注3)</p> <p><連結財務諸表監査> (注4)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>連結財務諸表監査における監査人の責任</p> <p>監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。</p>	<p style="text-align: center;"><u>独立監査人の監査報告書</u></p> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇株式会社 取締役会 御中</p> <p style="margin-left: 150px;">〇〇監査法人 〇〇事務所 (注1)</p> <p>指 定 社 員 業務執行社員 指 定 社 員 業務執行社員</p> <p style="margin-left: 150px;">公認会計士 〇〇〇〇</p> <p style="margin-left: 150px;">公認会計士 〇〇〇〇</p> <p style="text-align: right;">(注2) (注3)</p> <p><連結財務諸表監査> (注4)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>連結財務諸表監査における監査人の責任</p> <p>監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。</p>

新	旧
<p>監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。 連結財務諸表の表示及び注記事項が、修正国際基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。 連結財務諸表に対する<u>意見表明の基礎となる</u>、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を<u>入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する</u>。監査人は、連結財務諸表の監査に関する<u>指揮、監督及び査閲</u>に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。 <p>監査人は、監査役及び監査役会（注9）に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。</p> <p>監査人は、監査役及び監査役会（注9）に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。（注14）</p> <p>監査人は、監査役及び監査役会（注9）と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあ</p>	<p>監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。 連結財務諸表の表示及び注記事項が、修正国際基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。 連結財務諸表に対する<u>意見を表明するために</u>、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を<u>入手する</u>。監査人は、連結財務諸表の監査に関する<u>指示、監督及び実施</u>に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。 <p>監査人は、監査役及び監査役会（注9）に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。</p> <p>監査人は、監査役及び監査役会（注9）に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。（注14）</p> <p>監査人は、監査役及び監査役会（注9）と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあ</p>

新	旧
<p>中間連結財務諸表監査における監査人の責任</p> <p>監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。</p> <p>監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。 中間連結財務諸表に対する<u>意見表明の基礎となる</u>、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。 	<p>中間連結財務諸表監査における監査人の責任</p> <p>監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。</p> <p>監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。 中間連結財務諸表に対する<u>意見を表明するために</u>、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する<u>指示</u>、

新	旧
<p>中間財務諸表監査における監査人の責任</p> <p>監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。</p> <p>監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。(注7)</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。 <p>監査人は、監査役及び監査役会(注5)に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。</p>	<p>中間財務諸表監査における監査人の責任</p> <p>(同 左)</p>

新	旧
<p>中間連結財務諸表監査における監査人の責任</p> <p>監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。</p> <p>監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準第34号「期中財務報告」(注8)に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。 中間連結財務諸表に対する<u>意見表明の基礎となる</u>、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。 	<p>中間連結財務諸表監査における監査人の責任</p> <p>監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。</p> <p>監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準第34号「期中財務報告」(注8)に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。 中間連結財務諸表に対する<u>意見を表明するために</u>、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する<u>指示</u>、

新	旧
<p>監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する<u>指揮</u>、<u>監督</u>及び<u>査閲</u>に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。</p> <p>監査人は、監査役及び監査役会（注9）に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。</p> <p>監査人は、監査役及び監査役会（注9）に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。（注12）</p> <p>利害関係 会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員（注4）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>監督及び<u>実施</u>に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。</p> <p>監査人は、監査役及び監査役会（注9）に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。</p> <p>監査人は、監査役及び監査役会（注9）に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。（注12）</p> <p>利害関係 会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員（注4）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
(省 略)	(省 略)
文例10 中間連結財務諸表（修正国際基準適用会社）	文例10 中間連結財務諸表（修正国際基準適用会社）
<p style="text-align: center;"><u>独立監査人の中間監査報告書</u></p> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇株式会社 取締役会 御中</p> <p style="margin-left: 150px;">〇〇監査法人 〇〇事務所（注1）</p> <p>指 定 社 員 業務執行社員 指 定 社 員 業務執行社員</p> <p style="margin-left: 150px;">公認会計士 〇〇〇〇</p> <p style="margin-left: 150px;">公認会計士 〇〇〇〇</p> <p style="text-align: right;">(注2) (注3)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>独立監査人の中間監査報告書</u></p> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇株式会社 取締役会 御中</p> <p style="margin-left: 150px;">〇〇監査法人 〇〇事務所（注1）</p> <p>指 定 社 員 業務執行社員 指 定 社 員 業務執行社員</p> <p style="margin-left: 150px;">公認会計士 〇〇〇〇</p> <p style="margin-left: 150px;">公認会計士 〇〇〇〇</p> <p style="text-align: right;">(注2) (注3)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>

新	旧
<p>中間連結財務諸表監査における監査人の責任</p> <p>監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。</p> <p>監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、修正国際基準に定める国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。 中間連結財務諸表に対する<u>意見表明の基礎となる</u>、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。 	<p>中間連結財務諸表監査における監査人の責任</p> <p>監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。</p> <p>監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、修正国際基準に定める国際会計基準第 34 号「期中財務報告」に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。 中間連結財務諸表に対する<u>意見を表明するために</u>、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する<u>指示</u>、

新	旧																																										
<p>監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する<u>指揮</u>、<u>監督</u>及び<u>査閲</u>に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。</p> <p>監査人は、監査役及び監査役会（注8）に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。</p> <p>監査人は、監査役及び監査役会（注8）に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。（注11）</p> <p>利害関係 会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員（注4）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>監督及び<u>実施</u>に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。</p> <p>監査人は、監査役及び監査役会（注8）に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。</p> <p>監査人は、監査役及び監査役会（注8）に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。（注11）</p> <p>利害関係 会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員（注4）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>																																										
(省 略)	(省 略)																																										
<p>《Ⅲ 会社法監査》</p>	<p>《Ⅲ 会社法監査》</p>																																										
<p>文例11 計算書類</p>	<p>文例11 計算書類</p>																																										
<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><u>独立監査人の監査報告書</u></td> <td style="text-align: right;">×年×月×日</td> </tr> <tr> <td>〇〇株式会社 取締役会 御中</td> <td>〇〇監査法人 〇〇事務所（注1）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指 定 社 員 業務執行社員</td> <td>公認会計士</td> <td style="text-align: right;">〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>指 定 社 員 業務執行社員</td> <td>公認会計士</td> <td style="text-align: right;">〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">（注2）（注3）</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><計算書類等監査>（注4）</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(省 略)</td> </tr> </table>	<u>独立監査人の監査報告書</u>		×年×月×日	〇〇株式会社 取締役会 御中	〇〇監査法人 〇〇事務所（注1）		指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	〇〇〇〇	指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	〇〇〇〇			（注2）（注3）	<計算書類等監査>（注4）			(省 略)			<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><u>独立監査人の監査報告書</u></td> <td style="text-align: right;">×年×月×日</td> </tr> <tr> <td>〇〇株式会社 取締役会 御中</td> <td>〇〇監査法人 〇〇事務所（注1）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指 定 社 員 業務執行社員</td> <td>公認会計士</td> <td style="text-align: right;">〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>指 定 社 員 業務執行社員</td> <td>公認会計士</td> <td style="text-align: right;">〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">（注2）（注3）</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><計算書類等監査>（注4）</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(省 略)</td> </tr> </table>	<u>独立監査人の監査報告書</u>		×年×月×日	〇〇株式会社 取締役会 御中	〇〇監査法人 〇〇事務所（注1）		指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	〇〇〇〇	指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	〇〇〇〇			（注2）（注3）	<計算書類等監査>（注4）			(省 略)		
<u>独立監査人の監査報告書</u>		×年×月×日																																									
〇〇株式会社 取締役会 御中	〇〇監査法人 〇〇事務所（注1）																																										
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	〇〇〇〇																																									
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	〇〇〇〇																																									
		（注2）（注3）																																									
<計算書類等監査>（注4）																																											
(省 略)																																											
<u>独立監査人の監査報告書</u>		×年×月×日																																									
〇〇株式会社 取締役会 御中	〇〇監査法人 〇〇事務所（注1）																																										
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	〇〇〇〇																																									
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	〇〇〇〇																																									
		（注2）（注3）																																									
<計算書類等監査>（注4）																																											
(省 略)																																											

新	旧
<p>計算書類等の監査における監査人の責任</p> <p>監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。</p> <p>監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。(注12)</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準(注7)に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。 <p>監査人は、監査役及び監査役会(注8)に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。</p> <p>監査人は、監査役及び監査役会(注8)に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。(注13)</p>	<p>計算書類等の監査における監査人の責任</p> <p>(同 左)</p>

新	旧
<p><報酬関連情報> (注4) (注14) (注15) (注16)</p> <p>当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者(注5)に対する、当事業年度の会社及び子会社(注17)の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、それぞれXX百万円及びXX百万円である。</p> <p>利害関係</p> <p>会社と当監査法人又は業務執行社員(注5)の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p><報酬関連情報> (注4) (注14) (注15) (注16)</p> <p>当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者(注5)に対する、当事業年度の会社及び子会社(注17)の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、それぞれXX百万円及びXX百万円である。</p> <p>利害関係</p> <p>会社と当監査法人又は業務執行社員(注5)の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(注12) 計算書類等に対する監査で監査基準報告書600を適用する場合には、以下の文を<u>監査人の責任区分の実施項目</u>に追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 計算書類等に対する意見表明の基礎となる、計算書類等に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、<u>計算書類等の監査を計画し実施する</u>。監査人は、構成単位の財務情報の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。 <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>文例12 連結計算書類</p>	<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(注12) 計算書類等に対する監査で監査基準報告書 600 を適用する場合には、以下の文を実施項目に追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 計算書類等に対する意見を表明するために、計算書類等に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する<u>監査の指示</u>、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。 <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>文例12 連結計算書類</p>
<p style="text-align: center;"><u>独立監査人の監査報告書</u></p> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇株式会社 取締役会 御中</p> <p style="margin-left: 150px;">〇〇監査法人 〇〇事務所 (注1)</p> <p>指 定 社 員 業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇</p> <p>指 定 社 員 業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇</p> <p style="text-align: right;">(注2) (注3)</p>	<p style="text-align: center;"><u>独立監査人の監査報告書</u></p> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇株式会社 取締役会 御中</p> <p style="margin-left: 150px;">〇〇監査法人 〇〇事務所 (注1)</p> <p>指 定 社 員 業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇</p> <p>指 定 社 員 業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇</p> <p style="text-align: right;">(注2) (注3)</p>

新	旧
<p data-bbox="261 302 632 333"><連結計算書類監査> (注4)</p> <p data-bbox="795 346 908 378">(省 略)</p> <p data-bbox="261 436 783 468">連結計算書類の監査における監査人の責任</p> <p data-bbox="261 480 1445 693">監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。</p> <p data-bbox="261 705 1445 783">監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。</p> <ul data-bbox="270 795 1445 1860" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="270 795 1445 919">・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。 <li data-bbox="270 932 1445 1056">・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。 <li data-bbox="270 1068 1445 1146">・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。 <li data-bbox="270 1159 1445 1501">・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。 <li data-bbox="270 1514 1445 1680">・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（注8）に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。 <li data-bbox="270 1692 1445 1860">・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。 	<p data-bbox="1540 302 1911 333"><連結計算書類監査> (注4)</p> <p data-bbox="2074 346 2187 378">(省 略)</p> <p data-bbox="1540 436 2062 468">連結計算書類の監査における監査人の責任</p> <p data-bbox="1540 480 2724 693">監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。</p> <p data-bbox="1540 705 2724 783">監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。</p> <ul data-bbox="1549 795 2724 1860" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1549 795 2724 919">・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。 <li data-bbox="1549 932 2724 1056">・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。 <li data-bbox="1549 1068 2724 1146">・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。 <li data-bbox="1549 1159 2724 1501">・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。 <li data-bbox="1549 1514 2724 1680">・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（注8）に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。 <li data-bbox="1549 1692 2724 1860">・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。 監査人は、監査役及び監査役会（注9）に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査

新	旧
<p>監査人は、監査役及び監査役会（注9）に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。</p> <p>監査人は、監査役及び監査役会（注9）に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。（注13）</p> <p><報酬関連情報>（注4）（注14）（注15）（注16）</p> <p>当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者（注5）に対する、当連結会計年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、それぞれXX百万円及びXX百万円である。</p> <p>利害関係</p> <p>会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員（注5）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。</p> <p>監査人は、監査役及び監査役会（注9）に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。（注13）</p> <p><報酬関連情報>（注4）（注14）（注15）（注16）</p> <p>当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者（注5）に対する、当連結会計年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、それぞれXX百万円及びXX百万円である。</p> <p>利害関係</p> <p>会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員（注5）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(注14)・ 社会的影響度の高い事業体ではない場合は、当区分を削除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的影響度の高い事業体の監査であるが、金融商品取引法に基づく監査報告書において報酬関連情報の区分を設ける場合には当区分を削除できる。 ・ 社会的影響度の高い事業体であるが、倫理規則R410.32項(2)に該当し、親事業体の監査報告書において報酬関連情報が開示される場合には、当区分を削除できる。なお、親事業体の会社法に基づく監査報告書において報酬関連情報の区分が設けられている場合には、以下のような記載を行うことを妨げない。 <p>「報酬関連情報は、〇〇株式会社の会社法に基づく会計監査人の監査における連結計算書類の監査報告書に記載されている。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的影響度の高い事業体の倫理規則に基づく報酬関連情報の開示の可否及び省略の可否の判断に当たっては、監査基準報告書700実務ガイダンス第1号「監査報告書に係るQ&A（実務ガイダンス）」Q1-11「監査報告書における報酬関連情報開示の省略等」を参照する。 <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(注14)・ 社会的影響度の高い事業体ではない場合は、当区分を削除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的影響度の高い事業体の監査であるが、金融商品取引法に基づく監査報告書において報酬関連情報の区分を設ける場合には当区分を削除できる。 ・ 社会的影響度の高い事業体であるが、倫理規則 R410.32 項(2)に該当し、親事業体の監査報告書において報酬関連情報が開示される場合には、当区分を削除できる。なお、親事業体の会社法に基づく監査報告書において報酬関連情報の区分が設けられている場合には、以下のような記載を行うことを妨げない。 <p>「報酬関連情報は、〇〇株式会社の会社法に基づく連結計算書類の監査報告書に記載されている。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的影響度の高い事業体の倫理規則に基づく報酬関連情報の開示の可否及び省略の可否の判断に当たっては、監査基準報告書700実務ガイダンス第1号「監査報告書に係るQ&A（実務ガイダンス）」Q1-11「監査報告書における報酬関連情報開示の省略等」を参照する。 <p style="text-align: center;">(省 略)</p>

新	旧
<p>入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準（注7）（注8）に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。 連結計算書類に対する<u>意見表明の基礎となる</u>、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、<u>連結計算書類の監査を計画し実施する</u>。監査人は、連結計算書類の監査に関する<u>指揮、監督及び査閲</u>に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。 <p>監査人は、監査役及び監査役会（注9）に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。</p> <p>監査人は、監査役及び監査役会（注9）に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。（注14）</p> <p><報酬関連情報>（注4）（注15）（注16）（注17）</p> <p>当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者（注5）に対する、当連結会計年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、それぞれXX百万円及びXX百万円である。</p> <p>利害関係</p> <p>会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員（注5）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準（注7）（注8）に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。 連結計算書類に対する<u>意見を表明するために</u>、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する<u>指示、監督及び実施</u>に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。 <p>監査人は、監査役及び監査役会（注9）に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。</p> <p>監査人は、監査役及び監査役会（注9）に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。（注14）</p> <p><報酬関連情報>（注4）（注15）（注16）（注17）</p> <p>当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者（注5）に対する、当連結会計年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、それぞれXX百万円及びXX百万円である。</p> <p>利害関係</p> <p>会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員（注5）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
(省 略)	(省 略)

新	旧
<p>入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定（注7）により定められた、指定国際会計基準（注8）（注9）で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。 連結計算書類に対する<u>意見表明の基礎</u>となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を<u>入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する</u>。監査人は、連結計算書類の監査に関する<u>指揮、監督及び査閲</u>に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。 <p>監査人は、監査役及び監査役会（注10）に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。</p> <p>監査人は、監査役及び監査役会（注10）に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。（注15）</p> <p><報酬関連情報>（注4）（注16）（注17）（注18）</p> <p>当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者（注5）に対する、当連結会計年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、それぞれXX百万円及びXX百万円である。</p> <p>利害関係</p> <p>会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員（注4）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定（注7）により定められた、指定国際会計基準（注8）（注9）で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。 連結計算書類に対する<u>意見を表明するために</u>、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を<u>入手する</u>。監査人は、連結計算書類の監査に関する<u>指示、監督及び実施</u>に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。 <p>監査人は、監査役及び監査役会（注10）に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。</p> <p>監査人は、監査役及び監査役会（注10）に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。（注15）</p> <p><報酬関連情報>（注4）（注16）（注17）（注18）</p> <p>当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者（注5）に対する、当連結会計年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、それぞれXX百万円及びXX百万円である。</p> <p>利害関係</p> <p>会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員（注4）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>

新	旧
<p>文例15 臨時計算書類</p> <p style="text-align: right;">独立監査人の監査報告書 ×年×月×日</p> <p>〇〇株式会社 取締役会 御中</p> <p style="text-align: right;">〇〇監査法人 〇〇事務所 (注1)</p> <p>指 定 社 員 業務執行社員 指 定 社 員 業務執行社員</p> <p style="text-align: right;">公認会計士 〇〇〇〇 公認会計士 〇〇〇〇 (注2) (注3)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>臨時計算書類の監査における監査人の責任</p> <p>監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての臨時計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から臨時計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、臨時計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。</p> <p>監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。(注8)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。 ・ 臨時計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。 ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。 ・ 経営者が継続企業を前提として臨時計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確 	<p>文例15 臨時計算書類</p> <p style="text-align: right;">独立監査人の監査報告書 ×年×月×日</p> <p>〇〇株式会社 取締役会 御中</p> <p style="text-align: right;">〇〇監査法人 〇〇事務所 (注1)</p> <p>指 定 社 員 業務執行社員 指 定 社 員 業務執行社員</p> <p style="text-align: right;">公認会計士 〇〇〇〇 公認会計士 〇〇〇〇 (注2) (注3)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>臨時計算書類の監査における監査人の責任</p> <p style="text-align: right;">(同 左)</p>

新	旧
<p>実性が認められる場合は、監査報告書において臨時計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する臨時計算書類の注記事項が適切でない場合は、臨時計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 臨時計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（注5）に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた臨時計算書類の表示、構成及び内容、並びに臨時計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。 <p>監査人は、監査役及び監査役会（注6）に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。</p> <p>監査人は、監査役及び監査役会（注6）に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。（注9）</p> <p>利害関係 会社と当監査法人又は業務執行社員（注4）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>利害関係 会社と当監査法人又は業務執行社員（注4）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(注8) 臨時計算書類に対する監査で監査基準報告書600を適用する場合には、以下の文を<u>監査人の責任区分の実施項目</u>に追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 臨時計算書類に対する<u>意見表明の基礎となる</u>、臨時計算書類に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、臨時計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、構成単位の財務情報の<u>監査に関する指揮</u>、監督及び<u>査閲</u>に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。 <p>(注9) 文例11（注13）に同じ</p>	<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(注8) 臨時計算書類に対する監査で監査基準報告書 600 を適用する場合には、以下の文を実施項目に追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 臨時計算書類に対する<u>意見を表明するために</u>、臨時計算書類に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する<u>監査の指示</u>、監督及び<u>実施</u>に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。 <p>(注9) 文例11（注13）に同じ</p>
<p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p style="text-align: center;">(省 略)</p>

新	旧
<p>連結財務諸表監査における監査人の責任</p> <p>監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。</p> <p>監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。 連結財務諸表に対する<u>意見表明の基礎となる</u>、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を<u>入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する</u>。監査人は、連結財務諸表の監査に関する<u>指揮</u>、<u>監督</u>及び<u>査閲</u>に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。 <p>監査人は、監査役及び監査役会（注9）に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。</p>	<p>連結財務諸表監査における監査人の責任</p> <p>監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。</p> <p>監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。 連結財務諸表に対する<u>意見を表明するために</u>、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を<u>入手する</u>。監査人は、連結財務諸表の監査に関する<u>指示</u>、<u>監督</u>及び<u>実施</u>に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。 <p>監査人は、監査役及び監査役会（注9）に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。</p> <p>監査人は、監査役及び監査役会（注9）に対して、独立性についての我が国における職業倫理</p>

新	旧
<p>監査人は、監査役及び監査役会（注9）に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。（注13）</p> <p>監査人は、監査役及び監査役会（注9）と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。（注14）</p> <p><報酬関連情報>（注4）（注15）（注16）（注17）</p> <p>当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者（注5）に対する、当連結会計年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、それぞれXX百万円及びXX百万円である。</p> <p>利害関係</p> <p>会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員（注5）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。（注13）</p> <p>監査人は、監査役及び監査役会（注9）と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。（注14）</p> <p><報酬関連情報>（注4）（注15）（注16）（注17）</p> <p>当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者（注5）に対する、当連結会計年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、それぞれ XX 百万円及び XX 百万円である。</p> <p>利害関係</p> <p>会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員（注5）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>文例38 新規上場時等、初めて提出される有価証券届出書等に記載される我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成される財務諸表の場合</p> <p>(文例の前提となる状況)</p> <p>本文例は、新規上場時等、初めて提出される有価証券届出書等のうち、新規公開時の有価証券届出書（第二号の四様式）に記載される我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成される財務諸表の場合を前提としている。</p> <p>監査対象となる財務諸表は、以下の各事業年度の財務諸表であり、監査報告書は、それぞれの財務諸表に対して個別に作成することになるが、本文例は、①の財務諸表に対する監査報告書の文例である。</p> <p>① 「×1年1月1日から×1年12月31日までの第×1期事業年度」の財務諸表（比較情報無し）</p> <p>② 「×0年1月1日から×0年12月31日までの第×0期事業年度」の財務諸表（比較情報無し）</p>	<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>文例38 新規上場時等、初めて提出される有価証券届出書等に記載される我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成される財務諸表の場合</p> <p>(文例の前提となる状況)</p> <p style="text-align: right;">(同 左)</p>

新	旧
<p>れる場合を前提としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 連結財務諸表は、×1年12月31日に終了する連結会計年度から初めて指定国際会計基準に準拠して作成されており、その移行日は×0年1月1日である。 監査人は、前年度の連結財務諸表及び×0年1月1日現在の開始連結財政状態計算書についても監査を実施しており、監査証明府令第4条第2項により、比較財務諸表方式で監査報告書を作成することとした。 	
<p style="text-align: center;"><u>独立監査人の監査報告書</u></p> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇株式会社 取締役会 御中</p> <p style="text-align: right;">〇〇監査法人 〇〇事務所（注1）</p> <p>指 定 社 員 業務執行社員</p> <p style="text-align: right;">公認会計士 〇〇〇〇</p> <p>指 定 社 員 業務執行社員</p> <p style="text-align: right;">公認会計士 〇〇〇〇</p> <p style="text-align: right;">（注2）（注3）</p> <p><連結財務諸表監査>（注4）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>連結財務諸表監査における監査人の責任</p> <p>監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。</p> <p>監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。 	<p style="text-align: center;"><u>独立監査人の監査報告書</u></p> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇株式会社 取締役会 御中</p> <p style="text-align: right;">〇〇監査法人 〇〇事務所（注1）</p> <p>指 定 社 員 業務執行社員</p> <p style="text-align: right;">公認会計士 〇〇〇〇</p> <p>指 定 社 員 業務執行社員</p> <p style="text-align: right;">公認会計士 〇〇〇〇</p> <p style="text-align: right;">（注2）（注3）</p> <p><連結財務諸表監査>（注4）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>連結財務諸表監査における監査人の責任</p> <p>監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。</p> <p>監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。 連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準（注9）に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。 連結財務諸表に対する<u>意見表明の基礎</u>となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、<u>連結財務諸表の監査を計画し実施する</u>。監査人は、連結財務諸表の監査に関する<u>指揮、監督及び査閲</u>に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。 監査人は、監査役及び監査役会（注12）に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。 監査人は、監査役及び監査役会（注12）に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。（注17） 監査人は、監査役及び監査役会（注12）と協議した事項のうち、×1年12月31日及び×0年12月31日に終了する2連結会計年度の連結財務諸表のそれぞれの監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないとは判断した場合は、当該事項を記載しない。（注18） ＜報酬関連情報＞（注4）（注19）（注20）（注21） 当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者（注5）に対する、×1年12月31日に終了する連結会計年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、それぞれXX百万円及びXX百万円であり、×0年12月31日に終了する連結会計年度の 	<ul style="list-style-type: none"> 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。 連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準（注9）に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。 連結財務諸表に対する<u>意見を表明するために</u>、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する<u>指示、監督及び実施</u>に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。 監査人は、監査役及び監査役会（注12）に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。 監査人は、監査役及び監査役会（注12）に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。（注17） 監査人は、監査役及び監査役会（注12）と協議した事項のうち、×1年12月31日及び×0年12月31日に終了する2連結会計年度の連結財務諸表のそれぞれの監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないとは判断した場合は、当該事項を記載しない。（注18） ＜報酬関連情報＞（注4）（注19）（注20）（注21） 当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者（注5）に対する、×1年12月31日に終了する連結会計年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、それぞれXX百万円及びXX百万円であり、×0年12月31日に終了する連結会計年度の

新	旧
<p data-bbox="264 304 632 333"><連結財務諸表監査> (注4)</p> <p data-bbox="798 348 908 378">(省 略)</p> <p data-bbox="264 438 759 468">連結財務諸表監査における監査人の責任</p> <p data-bbox="264 483 1442 693">監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。</p> <p data-bbox="264 707 1442 783">監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。</p> <ul data-bbox="273 798 1442 1816" style="list-style-type: none"> 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。 連結財務諸表の表示及び注記事項が、修正国際基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。 連結財務諸表に対する<u>意見表明の基礎となる</u>、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、<u>連結財務諸表の監査を計画し実施する</u>。監査人は、連結財務諸表の監査に関する<u>指揮</u>、<u>監督</u>及び<u>査閲</u>に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。 <p data-bbox="287 1831 1442 1860">監査人は、監査役及び監査役会（注11）に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査</p>	<p data-bbox="1537 304 1905 333"><連結財務諸表監査> (注4)</p> <p data-bbox="2071 348 2181 378">(省 略)</p> <p data-bbox="1537 438 2033 468">連結財務諸表監査における監査人の責任</p> <p data-bbox="1537 483 2715 693">監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。</p> <p data-bbox="1537 707 2715 783">監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。</p> <ul data-bbox="1546 798 2715 1774" style="list-style-type: none"> 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。 連結財務諸表の表示及び注記事項が、修正国際基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。 連結財務諸表に対する<u>意見を表明するために</u>、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する<u>指示</u>、<u>監督</u>及び<u>実施</u>に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。 <p data-bbox="1537 1789 2715 1860">監査人は、監査役及び監査役会（注11）に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で</p>

新	旧
<p>の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。</p> <p>監査人は、監査役及び監査役会（注11）に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。（注16）</p> <p>監査人は、監査役及び監査役会（注11）と協議した事項のうち、×1年12月31日及び×0年12月31日に終了する2連結会計年度の連結財務諸表のそれぞれの監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないとは判断した場合は、当該事項を記載しない。（注17）</p> <p><報酬関連情報>（注4）（注18）（注19）（注20）</p> <p>当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者（注5）に対する、×1年12月31日に終了する連結会計年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、それぞれXX百万円及びXX百万円であり、×0年12月31日に終了する連結会計年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、それぞれXX百万円及びXX百万円である。</p> <p>利害関係</p> <p>会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員（注5）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>求められているその他の事項について報告を行う。</p> <p>監査人は、監査役及び監査役会（注11）に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。（注16）</p> <p>監査人は、監査役及び監査役会（注11）と協議した事項のうち、×1年12月31日及び×0年12月31日に終了する2連結会計年度の連結財務諸表のそれぞれの監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないとは判断した場合は、当該事項を記載しない。（注17）</p> <p><報酬関連情報>（注4）（注18）（注19）（注20）</p> <p>当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者（注5）に対する、×1年12月31日に終了する連結会計年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、それぞれXX百万円及びXX百万円であり、×0年12月31日に終了する連結会計年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、それぞれXX百万円及びXX百万円である。</p> <p>利害関係</p> <p>会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員（注5）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>
<p>《VI 適用時期》</p> <ul style="list-style-type: none"> 本実務指針は、2011年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度に係る監査並びに中間連結会計期間及び中間会計期間に係る中間監査から適用する。 本実務指針の公表日（2011年7月8日）をもって、監査・保証実務委員会実務指針第75号「監査報告書作成に関する実務指針」は廃止する。ただし、2011年4月1日以前に開始する連結会計年度及び事業年度に係る監査並びに中間連結会計期間及び中間会計期間に係る中間監査については、同指針を適用する。 	<p>《VI 適用時期》</p> <ul style="list-style-type: none"> 本実務指針は、2011年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度に係る監査並びに中間連結会計期間及び中間会計期間に係る中間監査から適用する。 本実務指針の公表日（2011年7月8日）をもって、監査・保証実務委員会実務指針第75号「監査報告書作成に関する実務指針」は廃止する。ただし、2011年4月1日以前に開始する連結会計年度及び事業年度に係る監査並びに中間連結会計期間及び中間会計期間に係る中間監査については、同指針を適用する。

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」の改正について」(2012年4月10日)は、2012年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度に係る監査並びに中間連結会計期間及び中間会計期間に係る中間監査から適用する。 ・ 「監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」の改正について」(2012年7月4日)は、2012年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度に係る監査並びに中間連結会計期間及び中間会計期間に係る中間監査から適用する。 ・ 「監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」の改正について」(2014年8月20日)は、2014年8月20日以後提出する有価証券届出書又は有価証券報告書に含まれる連結財務諸表又は財務諸表に係る監査から適用する。 ・ 「監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」の改正について」(2016年2月26日)は、2016年3月31日以後終了する連結会計年度に係る監査及び2016年4月1日以後開始する中間連結会計期間に係る中間監査から適用する。 ・ 「監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」の改正について」(2019年6月27日)は、2020年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度に係る監査から適用する。なお、監査上の主要な検討事項に関連する項目は、2021年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度に係る監査から適用する。ただし、監査上の主要な検討事項に関連する項目については2020年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度に係る監査から適用することができる。 <p>なお、米国証券取引委員会に登録している会社においては、2019年12月31日以後終了する連結会計年度に係る監査から適用することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」の改正について」(2020年3月17日)は、2020年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度に係る監査並びに2020年9月30日以後終了する中間連結会計期間及び中間会計期間に係る中間監査から適用する。 <p>文例14の臨時計算書類に対する監査報告書については、2020年3月31日以後終了する臨時会計年度に係る監査報告書から適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」の改正について」(2021年4月7日)は、2022年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度に係る監査から適用する。ただし、2021年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度に係る監査から適用することができる。 <p>また、中間監査に関連する項目については2021年1月14日から適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」の改正について」(2021年8月19日)は、2021年9月1日以後に提出する監査報告書から適用する。文例14の連結計算書類(会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準又は同規則第120条の2第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により修正国際基準で求められる開示項目の一部を省略して連結計算書類が作成されている場合)に対する監査報告書については、2021年12月31日以後終了する連結会計年度に係る監査報告書から適用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」の改正について」(2012年4月10日)は、2012年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度に係る監査並びに中間連結会計期間及び中間会計期間に係る中間監査から適用する。 ・ 「監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」の改正について」(2012年7月4日)は、2012年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度に係る監査並びに中間連結会計期間及び中間会計期間に係る中間監査から適用する。 ・ 「監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」の改正について」(2014年8月20日)は、2014年8月20日以後提出する有価証券届出書又は有価証券報告書に含まれる連結財務諸表又は財務諸表に係る監査から適用する。 ・ 「監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」の改正について」(2016年2月26日)は、2016年3月31日以後終了する連結会計年度に係る監査及び2016年4月1日以後開始する中間連結会計期間に係る中間監査から適用する。 ・ 「監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」の改正について」(2019年6月27日)は、2020年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度に係る監査から適用する。なお、監査上の主要な検討事項に関連する項目は、2021年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度に係る監査から適用する。ただし、監査上の主要な検討事項に関連する項目については2020年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度に係る監査から適用することができる。 <p>なお、米国証券取引委員会に登録している会社においては、2019年12月31日以後終了する連結会計年度に係る監査から適用することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」の改正について」(2020年3月17日)は、2020年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度に係る監査並びに2020年9月30日以後終了する中間連結会計期間及び中間会計期間に係る中間監査から適用する。 <p>文例14の臨時計算書類に対する監査報告書については、2020年3月31日以後終了する臨時会計年度に係る監査報告書から適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」の改正について」(2021年4月7日)は、2022年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度に係る監査から適用する。ただし、2021年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度に係る監査から適用することができる。 <p>また、中間監査に関連する項目については2021年1月14日から適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」の改正について」(2021年8月19日)は、2021年9月1日以後に提出する監査報告書から適用する。文例14の連結計算書類(会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準又は同規則第120条の2第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により修正国際基準で求められる開示項目の一部を省略して連結計算書類が作成されている場合)に対する監査報告書については、2021年12月31日以後終了する連結会計年度に係る監査報告書から適用する。

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> • 本実務指針（2023年1月12日）のうち、倫理規則に関する事項は、2023年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査から適用する。ただし、本実務指針を、倫理規則（2022年7月25日変更）と併せて2023年4月1日以後終了する事業年度に係る財務諸表の監査から早期適用することを妨げない。 • 本実務指針（2023年7月28日）は、2023年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査から適用する。ただし、本実務指針を、倫理規則（2022年7月25日変更）と併せて2023年4月1日以後終了する事業年度に係る財務諸表の監査から早期適用することを妨げない。 • <u>本実務指針（2024年2月8日）は、2024年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。また、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。</u> <p style="text-align: center;">以 上</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 本実務指針（2023年1月12日）のうち、倫理規則に関する事項は、2023年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査から適用する。ただし、本実務指針を、倫理規則（2022年7月25日変更）と併せて2023年4月1日以後終了する事業年度に係る財務諸表の監査から早期適用することを妨げない。 • 本実務指針（2023年7月28日）は、2023年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査から適用する。ただし、本実務指針を、倫理規則（2022年7月25日変更）と併せて2023年4月1日以後終了する事業年度に係る財務諸表の監査から早期適用することを妨げない。 <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">以 上</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 本実務指針（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正） • 本実務指針（2023年1月12日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 倫理規則（2022年7月25日変更） • <u>本実務指針（2024年2月8日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</u> <ul style="list-style-type: none"> － 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023年1月12日改正） 	<ul style="list-style-type: none"> • 本実務指針（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正） • 本実務指針（2023年1月12日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 倫理規則（2022年7月25日変更） <p style="text-align: center;">以 上</p>